INFORMATION インフォメーション

税

町税等の納め忘れはありませんか

納期を過ぎた町・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料をまだ納めていない方は至急納めてください。

毎週木曜日は、夜8時まで税務課で納付できます。

※納付の際は、釣り銭のないようお願いします。

納付には、便利な口座振替をご利用ください。

問合せ 税務課 ℡557―7529

国民健康保険税を滞納している方へ

現在、国民健康保険税を一定期間、滞納している方に、有効期間の短い保険証（短期証）を交付しています。

短期証を交付している世帯の中で、保険税の督促、催告に応じない世帯には、国民健康保険法第9条第6項の規定により、10月から、被保険者資格証明書を交付することになります。

被保険者資格証明書では、医療機関を受診したときに、医療費の10割（全額）を支払い、7割をご自身が町に請求する手続きが必要になります。

被保険者資格証明書交付対象者には、郵送にて事前に連絡します。納付できない特別な理由がある方は、税務課納税係で納税相談をお願いします。

問合せ

▼税務課（納税について）
℡557―7529

▼住民課（保険証について）
℡557―7578

国保

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険被保険者証は2年に1度更新があります。

10月1日からの被保険者証を世帯主様宛（国民健康保険加入の方全員分）に郵送します。

被保険者証は簡易書留で送付し、「転送不要」としていますので、一時転居をしている場合などは届かないことがあります。9月中は羽村郵便局で保管し、10月以降は住民課国保係で保管します。被保険者証が届かない場合は、ご連絡ください。

問合せ 住民課 ℡557―7578

今月の納期

◎固定資産税・都市計画税…第3期
◎国民健康保険税…第3期
◎介護保険料…第3期
◎後期高齢者医療保険料…第3期

納期は、9月30日(月)です。

※バーコードがついている納付書は、コンビニエンスストアでも納付ができます。

問合せ 税務課 ℡557―7529

不用品交換　交渉は当事者間で

ゆずります

▶マタニティウエア（S～M）
▶ぬいぐるみ　▶テーブル
▶犬小屋（新品）
▶エレクトーン▶電子ピアノ

ゆずってください

▶自転車（大人・子ども用）
▶二中制服（男子・女子用）、体操着(女子用)　▶古着(女子用130～140センチ位)　▶園服、通園カバン、体操着（東松原保育園用）
▶テント（1人用）　▶網戸（都営住宅用）　▶掃除機

問合せ 産業課 ℡557―7633

年金

専業主婦・主夫の年金が改正されました

原則として20歳から60歳までのすべての方が「国民年金」に加入することになっていますが、会社員や公務員（第2号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦・第3号被保険者）は保険料を納める必要はありません。

ただし、夫が退職したときや、妻自身の年収が増えた時などは、第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの届け出をして、保険料を納めなくてはなりません。

この届け出が2年以上遅れた場合、2年より前の期間は保険料を納付することができないため、保険料の未納期間が発生します。

このたび、年金の法律が改正され、このような方が「特定期間該当届」の提出をすれば、「未納期間」を年金を受け取るための「受給資格期間」に算入できるようになりました。

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

次のケースで、国民年金の切り替えの届け出（3号から1号）が遅れたことにより、未納期間が発生した方はすぐに「国民年金保険料専用ダイヤル」または「年金事務所」までお問い合わせください。

○サラリーマンの夫が
▼退職した
▼脱サラして自営業を始めた
▼65歳を超えた
▼亡くなった

○サラリーマンの夫と離婚した

○妻自身の年収が増えて夫の健康保険証の被扶養者から外れた　など

※お問い合せや手続きが遅れると、65歳以上の方は、年金の受け取りも遅れます。

また、65歳未満の方は、障害・遺族年金を受け取れないおそれがあります。

問合せ

▼国民年金保険料専用ダイヤル
℡0570（011）050
※050または070から始まる電話の場合
℡03（6731）2015
※月曜日…午前8時30分～午後7時まで。
火～金曜日…午前8時30分～午後5時15分まで。
第2土曜日…午前9時30分～午後4時まで。

お知らせ

横田基地に関する要請活動

8月8日、町と議会では防衛省、総務省、外務省、環境省に、次の通り横田基地に関する要請活動を行いました。

①防衛大臣に対しては、横田基地に関する情報提供について

②防衛省地方協力局長と同省北関東防衛局長に対しては、住宅防音工事等補助事業の拡充について　など

③総務大臣に対しては、基地交付金と調整交付金の増額について

④外務大臣に対しては、軍民共用化反対について

⑤環境大臣に対しては、航空機騒音防止対策の推進について

これまでの粘り強い要請活動により、横田基地でのNLP中止、正月三が日の飛行自粛、補助事業の採択基準の見直しなどが実現しています。

※要請活動の詳細および要請文の全文は、町ホームページでご覧いただけます。

問合せ 秘書広報課 ℡557―7476

緑道の舗装整備工事

周辺住民の皆さま、緑道を利用される方々には工事期間中ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

場　所 下野公園、若草公園、さくら公園周辺の緑道

期　間 9月1日(日)～12月6日(金)（予定）

問合せ 建設課 ℡557―7659

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで。

※祝日（第2土曜日を除く）、年末年始はご利用いただけません。

▼青梅年金事務所
℡0428（30）3410

▼住民課
℡557―7578

高齢者被害特別相談

東京都消費生活総合センターと瑞穂町消費生活相談窓口では、「高齢者被害特別相談」を共同で実施します。

対　象 契約当事者が60歳以上の方

▼東京都消費生活総合センター（JR飯田橋駅から徒歩1分 セントラルプラザ16階）

日　時 9月11日(水)～13日(金) 午前9時～午後5時

問合せ 東京都消費生活総合センター高齢者被害110番
℡03（3235）3366

▼瑞穂町消費生活相談窓口

日　時 9月13日(金) 午前9時～午後4時

※正午から午後1時を除く。

問合せ 瑞穂町消費生活相談窓口
℡557―7633

合同企業説明会

求職者、求人企業双方が参加する合同企業説明会を開催します。

日　時 9月11日(水) 午前10時～午後4時30分

場　所 都立多摩職業能力開発センター（JR青梅線西立川駅から徒歩7分）

対　象 一般求職者、産業能力開発センター訓練生、学生等

企業数 30社程度

▼**合同企業説明会**

時　間 午後1時～4時30分

受　付 午後0時30分～3時30分

申込み 不要です。入退場自由、最大5社の説明が聞けます

▼**就活セミナー**

【「就活上手さん」になるための情報収集術と伝達術】

時　間 午前10時～正午

受　付 午前9時30分から

定　員 30名（先着順）

申込み 公益財団法人東京しごと財団東京しごとセンター多摩
℡329―4510